

公布された条例のあらまし

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

一般事務部局の職員

県立病院の職員

県営水道事務部局の職員

議会事務部局の職員

三、二四一人 ↓ 三、二五七人

一、二八一人 ↓ 一、三三四人

八九人 ↓ 八八人

三五人 ↓ 三四人

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、六〇三人 ↓ 七、五六七人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

高等学校

二、〇八一人 ↓ 二、〇七九人

特別支援学校

一、〇二九人 ↓ 一、〇五三人

4 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官

二、四一六人 ↓ 二、四二三人

5 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間の改定

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

2 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 特定保険業認可申請手数料の新設

イ 喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者認定証交付手数料等の新設

ウ 介護サービス情報調査事務手数料の改定等

エ 飲食店営業等許可申請手数料の改定

オ 介護支援専門員実務研修受講試験手数料の改定

カ 介護サービス情報公表事務手数料の廃止

(2) 奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正関係

奈良県保健環境研究センターにおける食品検査に係る器具、容器及び包装検査の定量分析手数料の改定

(3) 興行場法施行条例の一部改正関係

仮設又は臨時の興行場に係る営業許可手数料の改定

(4) 奈良県産業会館条例の一部改正関係

奈良県産業会館における会議室の使用料の新設等

(5) 奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正関係

奈良県森林技術センターにおける木材の強度試験に係る試験手数料等の改定

(6) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係

道路占用対象物件の追加等に伴う道路占用料の改定

(7) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係

運転経歴証明書再交付手数料の新設等

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成二十四年四月一日から施行することとした。

- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

- (1) 平成二十五年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその十分の一に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。

- (2) 長期譲渡所得に係る特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後七年（現行三年）を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長する特例措置を講ずることとした。

- (3) 確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡に係る特例について、東日本大震災により一定の期間内（その期間の末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）に優良住宅地等のための譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その期間を二年の範囲内で延長する特例措置を講ずることとした。

- (4) 平成二十六年度から平成三十五年度までの間、個人県民税の均等割の税率を年額五百円加算し、年額千五百円とする特例措置を講ずることとした。

2 不動産取得税関係

- (1) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該

取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

3 たばこ税関係

(1) たばこ税の税率を、平成二十五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、千本につき六百四十四円引き下げることとした。

(2) 旧三級品の紙巻たばこに係る税率を、平成二十五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、千本につき三百五円引き下げることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

1の(2)から(4)まで、2、4の一部並びに5の(2)の一部及び(3) 公布の日

1の(1)、4の一部及び5の(2)の一部 平成二十五年一月一日

3及び5の(2)の一部 平成二十五年四月一日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 関係条例について、所要の規定整備を行うこととした。

◇奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例の一部を改正する条例

1 規定の削除

条例の有効期限に係る規定を削ることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県児童福祉施設条例の一部改正

1 施設の種別の変更

奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮の施設の種別を「障害児入所施設」に変更することとした。

2 使用料

奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮が障害者支援施設として行う生活介護及び施設入所支援を受ける者は、使用料を納めなければならないこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正

1 事業

奈良県総合リハビリテーションセンターは、児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援等を行うこととした。

2 使用料等

保育所等訪問支援等を行う奈良県総合リハビリテーションセンターの施設の利用又は事務については、使用料又は手数料を徴収することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正

1 不服審査会の設置

児童福祉法に規定する審査請求の事件を取り扱わせるため、奈良県障害者介護給付費等不服審査会を置くこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第四 施行期日等

1 平成二十四年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

1 奈良県障害者施策推進協議会の設置

障害者基本法に定める審議会その他の合議制の機関として奈良県障害者施策推進協議会を置くこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 処分の特例

(1) 基金は、平成二十四年度に限り、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限らず、介護保険法に規定するところにより、その一部を取り崩すことができることとした。

(2) (1)の場合におけるその取り崩した額の取扱いについては、介護保険法に定めるところによることとした。

2 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改めることとした。

2 幼稚園又は保育所等の認定の要件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等（2において「施設」という。）に係る条例で定める認定の要件は、次のとおりとすることとした。

ア 施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

イ 施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法に規定する幼児に対

する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における同法に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

ウ 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

エ 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

3 幼保連携施設の認定の要件

法の認定を受けようとする幼保連携施設に係る条例で定める認定の要件は、次のとおりとすることとした。

ア 幼保連携施設が次のいずれかに該当する施設であること。

(ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との密接な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該施設において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

ウ 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

4 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準への表示に係る基準の追加認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこととした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 診療科目の新設

奈良県立奈良病院に次の診療科目を新設することとした。

救急科

2 利益の処分

(1) 地方公営企業法の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額があるときは、企業債の償還に充てるために当該残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないこととした。

(2) (1)により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額の全部又は一部を利益の処分として特定の目的のために積み立てることができることとした。

3 資本剰余金の処分

(1) 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、(2)による場合を除くほか、議会の議決を経て、行わなければならないこととした。

(2) 地方公営企業法施行規則の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとした。

4 欠損の処理

地方公営企業法の規定により欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、2の(1)又は(2)の積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（3の(2)により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金条例の一部を改正する条例

1 基金の名称の変更

基金の名称を「奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金」に改めることとした。

2 基金の設置目的の追加

基金の設置目的に、南和広域医療組合が設立当初に行う公立病院等の施設等の整備に係る市町村の財政負担の軽減を加えることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

1 処分規定の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

2 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年十二月三十一日までとすることとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年九月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例で定める軽微な不備

法に規定する条例で定める軽微な不備は、計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りとするものとした。

2 定款の変更の認証の申請等

(1) 法の規定による定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとするものとした。

(2) 法の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行うものとするものとした。

3 事業報告書等の謄写

事業報告書等の謄写は、知事が指定する場所において行うものとするものとした。

4 認定の申請

法の規定による認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとするものとした。

5 有効期間の更新の申請

法の規定による有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとするものとした。

6 役員報酬規程等の提出

(1) 法の規定による役員報酬規程等の提出は、毎事業年度終了の日から三月の期間の末日までに行わなければならないこととした。

(2) 法の規定による助成の実績を記載した書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、行わなければならないこととした。

(3) 法の規定による海外への送金の金額等を記載した書類の提出は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であると

きは、事後遅滞なく、行わなければならないこととした。

(4) (1)から(3)までの規定は、仮認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用することとした。

7 役員報酬規程等の公開

法の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写は、知事が指定する場所において行うものとすることとした。

8 仮認定の申請

法の規定による仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとすることとした。

9 合併の認定の申請

法の規定による合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとすることとした。

10 その他所要の規定の整備を行うこととした。

11 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準

(1) 食品衛生法施行令（以下「令」という。）の規定により食品衛生検査施設の設備について条例で定める基準は、次のとおりとすることとした。

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。

イ 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、

恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

- (2) 令の規定により食品衛生検査施設の職員の配置について条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする事とした。

2 生食用食肉に係る営業の施設の基準

生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて生食用として販売するものをいう。以下同じ。）に係る営業の施設につき公衆衛生の見地から必要な基準は、生食用食肉の加工を行う営業にあつては次に掲げる要件を、生食用食肉の調理のみを行う営業にあつては次のアからウまでに掲げる要件を満たすこととする事とした。

ア 生食用食肉を加工し、又は調理する場所が他の設備と明確に区分された場所であること。

イ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉の加工又は調理の際に使用するためのものを、それぞれ専用に設けること。

ウ 生食用食肉に直接接触する設備及び器具は、専用のものを備えること。

エ 加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、当該設備に温度を正確に測定できる温度計を備えること。

オ 加熱殺菌後の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例

1 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

浄化槽保守点検業者の登録について、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人であるものが申請者である場合の当該法人に係る登録の拒否事由を追加することとした。

2 奈良県屋外広告物条例の一部改正

- (1) 屋外広告業の登録に係る申請書について、申請者である未成年者の法定代理人が法人である場合の記載事項を追加することとした。

(2) 屋外広告業の登録について、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人であるものが申請者である場合の当該法人に係る登録の拒否事由を追加することとした。

3 奈良県金属くず営業条例の一部改正

金属くず業の営業の許可について、金属くず商の相続人である営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が法人であるものが申請者である場合の許可基準を追加することとした。

4 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立自然公園条例及び奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県立自然公園条例の一部改正

(1) 市町村その他の県以外の地方公共団体（以下「市町村等」という。）が公園事業の一部を執行する場合における知事への同意を要する協議について、同意を要しないものとするものとした。

(2) 公園事業者である法人が合併又は分割をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人が市町村等である場合における知事への同意を要する協議について、同意を要しないものとするものとした。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正

国若しくは県の機関又は県以外の地方公共団体が特定希少野生動植物の捕獲等を行うとき等における知事への同意を要する協議について、同意を要しないものとするものとした。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

2 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十六年六月三十日までとすることとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を、平成二十七年三月三十一日までに基金の設置目的を達成するために実施された事業に係る精算の終了する日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

第一 公営住宅等の整備

1 公営住宅の計画的な整備

公営住宅の整備は、住生活基本法の規定により県が定める住生活基本計画に基づいて行わなければならないこととした。

2 健全な地域社会の形成

公営住宅及び共同施設（以下第一において「公営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならないこととした。

3 良好な居住環境の確保

公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないこととした。

4 費用の縮減への配慮

公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならないこととした。

5 位置の選定

公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならないこととした。

6 敷地の安全等

(1) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならないこととした。

(2) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならないこととした。

7 住棟等の基準

住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならないこととした。

8 住宅の基準

(1) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならないこととした。

(2) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならないこととした。

(3) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならないこととした。

(4) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令に規定する構造耐力上主要な部分をいう。（5）において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられてい

ければならないこととした。

- (5) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならないこととした。

9 住戸の基準

- (1) 公営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とすることとした。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合はこの限りでないこととした。

- (2) 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならないこととした。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しないこととした。

- (3) 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならないこととした。

10 住戸内の各部

住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならないこととした。

11 共用部分

公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならないこととした。

12 附帯施設

- (1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならないこととした。

- (2) (1)の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならないこととした。

13 児童遊園

児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならないこととした。

14 集会所

集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならないこととした。

15 広場及び緑地

広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならないこととした。

16 通路

(1) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならないこととした。

(2) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならないこととした。

第二 入居者資格

公営住宅に入居することができる者は、次のアからオまで（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者で規則で定めるもの又はイの(ⅴ)のⅲ若しくは(ⅴ)に掲げる者にあつては、エを除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならないこととした。

ア 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、これらの者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二において同じ。）であること。

イ その者の収入が(ⅴ)又は(ⅴ)に掲げる場合に応じ、それぞれ(ⅴ)又は(ⅴ)に掲げる金額を超えないこと。

(ⅴ) 公営住宅法の条例で定める場合として次のいずれかに該当する場合
二十一万四千円（ⅲ）に掲げる場合であつて、当該災害発生の日から

三年を経過した後は、十五万八千円）

i 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

(i) 障害者基本法に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ii) 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(iii) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(iv) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

(v) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等

ii 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

iii 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

iv 公営住宅が、公営住宅法若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法の規定に該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

(イ) (v)に掲げる場合以外の場合 十五万八千円

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

エ 現に県内に住所又は勤務場所を有する者であること。

オ その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

第三 管理の特例により管理を行わせることができる者の削除

公営住宅及び共同施設のうち知事が定めるものの管理を行わせることができる者から、奈良県住宅供給公社を削除することとした。

第四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 施行期日等

- 1 平成二十四年四月一日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

- 1 有効期限の延長
条例の有効期限を平成二十七年六月三十日までとすることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 利益の処分
 - (1) 地方公営企業法の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額があるときは、企業債の償還に充てるために当該残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないこととした。
 - (2) (1)により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額の全部又は一部を利益の処分として特定の目的のために積み立てることができることとした。

2 資本剰余金の処分

- (1) 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、(2)による場合を除くほか、議会の議決を経て、行わなければならないこととした。
- (2) 地方公営企業法施行規則の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとした。

3 欠損の処理

地方公営企業法の規定により欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとすることとした。ただし、1の(1)又は(2)に規定す

る積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（２の（２）により取り崩すことができる部分を除く。）をもってうめることができることとした。

4 技術者による監督が必要な布設工事等

(1) 水道法の条例で定める水道の布設工事は、水道事業者に対しその用水を供給するための全ての布設工事とすることとした。

(2) 水道法の条例で定める資格は、次のとおりとすることとした。

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

オ 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
カ アからオまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

5 水道技術管理者の資格

水道法の条例で定める資格は、次のとおりとすることとした。

ア ４の（２）により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

イ ４の（２）のア、ウ及びエの学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、４の（２）のアの学校を卒業した者については四年以上、４の（２）のウの学校を卒業した者については六年以上、４の（２）のエの学校を卒業した

者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ イ及びウに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

6 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例

1 趣旨

この条例は、水道法の規定に基づき、専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとした。

2 水道技術管理者の資格

(1) 水道法の条例で定める資格は、次のとおりとすることとした。

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

オ ア、ウ及びエの学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、アの学校を卒業した者については四年以上、ウの学校を卒業した者に

については六年以上、エの学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

カ 十年以上水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

キ アからカまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

- (2) 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、(1)のA中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、(1)のイ中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、(1)のウ中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、(1)のエ中「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、(1)のオ中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、(1)のカ中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする」とした。

3 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県国際交流基金条例

1 設置

国際交流及び国際協力の推進を図るため、基金を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

3 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限

り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県地域包括ケア推進基金条例

1 設置

医療、介護、生活支援サービス等が一体的に提供され、高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築等を推進するため、基金を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

3 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例

1 趣旨

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法について定めるものとすることとした。

2 指定猟法禁止区域の標識の寸法

指定猟法禁止区域の標識の寸法は、省令様式第四のとおりとすることとした。

3 鳥獣保護区の標識の寸法

鳥獣保護区の標識の寸法は、省令様式第八のとおりとすることとした。

4 特別保護地区の標識の寸法

特別保護地区の標識の寸法は、省令様式第九のとおりとすることとした。

5 特別保護指定区域の標識の寸法

特別保護指定区域の標識の寸法は、省令様式第十のとおりとすることとした。

6 休猟区の標識の寸法

休猟区の標識の寸法は、省令様式第十一のとおりとすることとした。

7 特定猟具使用禁止区域の標識の寸法

特定猟具使用禁止区域の標識の寸法は、省令様式第十三のとおりとすることとした。

8 特定猟具使用制限区域の標識の寸法

特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、省令様式第十四のとおりとすることとした。

9 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

1 趣旨

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとすることとした。

2 信号機に関する基準

信号機に関する法に規定する基準は、当該信号機が、次のいずれかに掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとするものとした。

ア 道路交通法施行令に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するものの

(7) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができもの

(4) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

(ウ) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

イ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

3 道路標識に関する基準

道路標識に関する法に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとするものとした。

4 道路標示に関する基準

道路標示に関する法に規定する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとするものとした。

ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
イ 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

5 施行期日

平成二十四年四月一日から施行することとした。